

【虐待防止のための指針】

NIST 訪問看護ステーション

- (1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図るものとする。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - ③ 事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施するものとする。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
 - ⑤ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ⑥ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所訪問看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。